

平成20年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果について

～52社57件に立入検査、17社に勧告を実施～

東北地方整備局では、建設投資が減少し価格競争が激化する中、建設業者の法令違反行為への対応を強化し、建設生産物の品質を確保するとともに、公平・公正な元請下請契約の推進を図るため、平成19年4月1日に「建設業法令遵守推進本部」【別紙1参照】（以下、「推進本部」という。）を設置し、建設業者への指導・監督を行っています。
この度、平成20年度の「推進本部」の活動結果がまとまりましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 建設業者に対する立入検査、報告聴取及び勧告等の実施概要

立入検査、報告聴取の件数	52社	57件
勧告（建設業法第41条第1項）を実施した件数	17社	22件
【勧告内訳】		
・下請契約に係る契約書面の適正交付	10件	
・下請代金の支払に係る法定支払期限の遵守	10件	
・その他	2件	

2. 推進本部に寄せられた通報件数及び法令違反疑義情報

推進本部に寄せられた通報件数 88件（38件）

（うち法令違反疑義情報の件数 12件（6件））

【法令違反疑義情報の例】

- ・下請代金額の決定方法が不適切
- ・下請代金の支払遅延等
- ・契約書面の交付義務違反
- ・無許可業者との契約締結

※（ ）内数は「駆け込みホットライン」【別紙2参照】に寄せられた件数

3. 平成21年度における方針

下請取引に関する法令違反疑義情報への対応を含め、元請下請間の契約の状況や賃金の支払い状況の確認などについて実施する。

※当発表は東北版であり、国土交通本省において、全国全体での「推進本部」の活動結果について記者発表しております。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000052.html

<発表記者会 : 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局

電話 022(225)2171 (代表)

建設部 計画・建設産業課

建設業適正契約推進官 鈴木 和弘 (内線6119)

建設専門官 柏崎 郁夫 (内線6143)

東北地方整備局

建設業法令遵守推進本部

～平成19年4月に設置～

(設置目的及び活動内容)

(組織)

「建設業法令遵守推進本部」

建設業者の法令違反への対応強化により
建設生産物の品質確保、技術と経営に優れた
企業が伸びることができる環境整備

建設業者の法令違反の情報収集、関係機
関との連絡調整、立ち入り検査の実施

本部長(局長)

副本部長(建政部長)

建設業法令遵守指導監督室
(室長:建設業適正契約推進官)

建設業の法令遵守のための情報収集窓口を開設

駆け込みホットライン

平成19年4月2日(月)より受付開始

「駆け込みホットライン」とは？

建設業法に違反している建設業者の情報を通報して頂く窓口です。

- ◆「駆け込みホットライン」は、各地方整備局等の建設業の許可行政部局に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、本部内に通報窓口を開設します。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

ナビダイヤル NTTコミュニケーションズ **TEL. 0570-018-240** イハン ツウホウ

受付時間 / 10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・閉庁日を除く)



法令違反情報を通報された方に不利益が生じないように十分注意して情報を取り扱います。

必要に応じて立入検査・報告徴収

法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

「駆け込みホットライン」で受け付ける 法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。

●元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

- ・書面による契約を行わず口頭で契約を締結している
- ・原価割れ受注を強要された
- ・下請代金から合理的理由の無い経費を一方的に差し引いている
- ・割引困難な長期手形を交付された
- ・無許可業者と500万円以上の下請契約をしている
- ・元請の一般許可業者が、下請業者と総額3,000万円(建築一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等

●工事の施工現場に関する法令違反

- ・一括下請負が行われている
- ・工事現場に必要な専任の監理技術者等が設置されていない
- ・監理技術者等の名義貸しが行われている
- ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない 等

●虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

- ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
- ・変更届の際、虚偽の内容を提出している
- ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している 等

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」

◆ 通 報 先 ◆
ナビダイヤル イ ハ ン ツ ウ ホ ウ
全国共通 TEL.  0570-018-240
受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日を除く)
FAX.  0570-018-241
ナビダイヤルの通話料は、発信者の負担となります。
E-mail.  kakekomi-hl@mlit.go.jp

「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が端緒情報として取り上げ、立入検査・報告徴収するかどうかの判断ができる次の事柄について、できる限り明らかに報告して頂くことが望まれます。

◆通報される方の氏名、住所

※通報された方に不利益が生じないよう十分注意しますので、できるだけ匿名は避けてください。

◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等

◆違反の疑いがある行為の具体的事実について次の事柄

(ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等

なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出(郵送・FAX可)してください。